

※太線の枠内のみ記入し、自署または押印してください。

(注1) 高額療養費又は付加給付に該当したときは、当該支給決定通知書又はその写しを添付してください。

(注2) 医療機関で証明を受ける場合は、診療を受けた翌月10日以降にしてください。医療機関によっては証明手数料がかかる場合がありますが、助成の対象にはなりませんので、ご注意ください。

助成内容	保険診療 合計金額	一 部	控 除 額 の 内 訳						医療費
		白 杵 市 記 載 欄							